

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理基本計画の改定

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う区市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的な事項を定める計画で、計画期間を概ね 10 年から 15 年として、概ね 5 年ごとに改定することが適当とされている。

現行計画は、令和 4 年 3 月に策定し、令和 13 年度までの 10 年間を計画期間としているが、令和 8 年度は策定から 5 年が経過する中間年度にあたるため、計画を改定する。

2 現行計画の基本理念等

(1) 基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成

(2) 基本方針

基本方針 1：区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

基本方針 2：リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

基本方針 3：環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

基本方針 4：安全・安心なごみの適正処理

(3) 基本指標

基本指標	令和 2 年度 (実績)	令和 13 年度 (目標値)	令和 6 年度 (実績)
基本指標 1 区民 1 人当たり 1 日の 資源・ごみの発生量	656 (g/人日)	561 (g/人日)	581 (g/人日)
基本指標 2 区民 1 人当たり 1 日の 区収集ごみ量	480 (g/人日)	391 (g/人日)	429 (g/人日)
基本指標 3 資源化率	27.2 (%)	30.7 (%)	26.7 (%)
基本指標 4 大規模建築物事業者の 再利用率	71.73 (%)	74.70 (%)	73.32 (%)

3 国及び東京都の動向

国は、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線型経済）から、資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を重点的な施策として位置づけている。

東京都は、令和3年9月に東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定し、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げている。

4 食品ロス削減推進計画の改定

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、基本方針や具体的な施策を定めた計画であり、現行計画と同様、新たな江東区一般廃棄物処理基本計画に内包する形で改定する。

5 改定スケジュール（予定）

令和8年4月	区長から江東区環境審議会に「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問
令和8年5～8月	江東区環境審議会に設置する専門委員会にて審議
令和8年9月	江東区環境審議会より答申
令和8年12月	パブリックコメントを実施
令和9年3月	新たな江東区一般廃棄物処理基本計画（令和9年度～18年度）を策定